

政策課題「健康寿命の延伸」への取り組み

市では、平成29年度より、健康調査の対象年齢を中学3年生まで引き下げ、25歳以下の自己負担を無料化することで受診を促し、若年層からの健康推進に取り組んでいる。

福祉文教委員会では健康寿命の延伸を政策課題とする中で、新規に実施された中学3年生の健康調査の状況について、調査を行った。

調査内容  
中3の健康調査の状況

【実施方法】

5月に保護者へ案内し、6月に各学校を通じて中学3年生全員に問診票、日程表等を配



布。夏休み期間を利用して、28日間の日程で、39歳未満の方と同じ健診項目で実施した。

【受診者と結果区分】

受診者	人数	受診率
総数	437人	47.8%
男子	219人	49.9%
女子	218人	45.9%
結果区分	人数	割合
異常なし	54人	12.4%
経過観察	339人	77.6%
要精検	44人	10.0%

【分析結果】

BMI（体格指数）

では「やせ」と判定される生徒が41%と多く、特に男子では半数近くを占めた。尿酸値では5%の生徒に高い値が認められ、特に男子にその傾向が強い。血圧で21・7%、直近の2か月の血糖値を反映する項目で36・6%、尿検査による1日食塩摂取量の推定で65・4%の生徒が正常範囲を超えた結果であった。身長が伸び新陳代謝が盛んな成長期であるため、今後の健診結果のデー

タの蓄積や個人の健診結果の推移を踏まえ、傾向や課題の明確化を進めるとともに、糖分や塩分のとり方、バランスのよい食事について理解を深める必要があると考える。

課題への対応

質疑の中で、これまでの学校保健法による学校健診との調整を行い、受診率の向上に努めることや、傾向や課題を明確にし、青年期にしっかりとした身体をつくっていけるよう正しい知識を普及していくことの重要性を共通認識とした。今後の行政に期待すると共に、委員会としても調査研究を続ける。



議案審査

児童生徒等の重大事態に備えた対応について

3月定例会において、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会設置条例を審査した。

本件は、平成29年11月に協議事項として当委員会に提出されており、概要を把握した上で審査に臨んだ。

重大事態への対応方針調査委員会の設置

（背景）平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、各自治体は総合教育会議を設置し、教育大綱の策定や重点的に講ずべき施策のほか、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置を協議、調整する旨が規定された。（※緊急の場合とは、いじめや校内暴力、学

校管理下における事故、自然災害等により児童生徒等の生命、心身、財産に重大被害が生じた場合や生ずるおそれがある場合を想定。）

（方針）

学校等における児童生徒等の重大事態に係る事実関係の明確化及び対処、また同種の事態の発生防止のため、法律、医療、教育、心理、福祉等の有識者で構成する調査委員会を予め設置する。

主な質疑と答弁

調査委員会はどこに設置し、誰が発動の判断をするのか。  
答 市長のもとに、第三者委員会として設置。重大事態としての取り扱いは、総合教育会議で協議する。ただし、自殺や事故死等の生命心身に關わる重大事態は、総合教育会議の判断を待たず委員会にかける案件である。その他、多額の金品被害やいじめによる長期欠席については、総合教育

会議で調査対応方針を協議する。その中で、教育委員会が関わり調査検証するものと、実際に調査委員会に諮問するものがある。

調査委員報酬を一律日額2万5千円とした根拠は。

答 業種別に額をわけ、方法も考えられるが、同じ目的の元にそれぞれの学識・知識を生かして同等の立場で参加していただく形が最も望ましいと判断した。

委員会の意見

重大事態を表面的ではなく、その内実をしっかりと把握できる能力のある人材、事態に柔軟に対応できる体制の調査委員会をつくるのが肝要である。いじめ等の未然防止、早期発見の仕組みづくりや、発生時には初期段階で事態を把握できるようにする体制を構築し、対応策をすばやく打ち出せる施策の展開が重要である。